

第30期目録委員会記録 No.12

第12回委員会

日時：2006年5月27日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，荻原，鈴木，原井，平田，古川，増井，横山，渡邊
<事務局>磯部

[配付資料]

1. RDA草案4章（Contents Description）に関するメモ（1ページ-A4，渡邊委員）
2. RDA草案4章構成とAACR2との対照（1ページ-A4，渡邊委員）
3. RDA chapter3（11ページ-A4，横山委員）
4. 「国際目録原則覚書」（8ページ-A4，鈴木委員）
5. 第30期第11回目録委員会記録（3ページ-A4，事務局）

[報告・連絡事項]

1. 委員の異動について
 - ・新委員として、国立情報学研究所 開発・事業部コンテンツ課の荻原 寛氏を迎えた。
2. NCR改訂3版について
 - ・6月16日納品予定である。

[検討事項]

1. RDA第4章について

渡邊委員より、配布資料1・2に基づき、RDA draft2005の第4章について説明があり、以下の討議を行った。

- ・ダブリン・コアへの意識が見られ、ダブリン・コアにあるが従来の目録規則になかった要素を加えている。しかし、きちんとした記述文法で書くこととしているわけではない。
- ・4.3.0.3の例示は、4.6（内容の要約）に持っていっても通じるのではないか。「内容の性質と範囲」と「内容の要約」の規定は不分明でないか。
 - 4.3.0は、UNIMARCにおける年代的範囲を示すコードがあることを想起させる。
 - 「内容の性質と範囲」については、他のコミュニティではきちんと記録しているのに対し、目録ではおろそかにされてきた部分であり、目録がidentifyに重きを置きすぎたことの反動であろう。
- ・一般的な規定を先に出す、という考え方からすれば、4.10はもっと先に来るべきであるし、4.8は後になるはずである。ここは整理が必要であろう。
また、他の形態との関連については、第3章では最後に規定されている以上、4.10も最後に来るべきであろう。

- ・4.10におけるmusicは、楽譜ではなく音楽と捉えるべきか？ →noted musicという表現がわざわざある以上、ここでのmusicは音楽と捉えるべきであろう。
- ・受賞情報や書評についての規定があるが、こうした情報は民間MARCで記録しているところでもあり、需要はあると思われる。品質評価に繋がる情報であろう。
- ・「使う人にとって必要な必要な情報は何か」という問題が、第I部の後半へ来て一挙に噴出した観がある。

2. RDA第3章について

横山委員より、配布資料3に基づき、RDA draft2005の第3章について説明があり、以下の討議を行った。

- ・3.4.0.3には表が付されており、結局、いつもここに戻ってこなければならない。
→ しかし、3.4.0.3で数量についての枠組み、3.5.0.3で大きさについての枠組みが示されている点については、分かりやすいとも言える。
- ・全体の構成がしっかりしていない反面、参照を綿密に付すなど、徒らに細部に拘泥しているという印象である。
- ・これまでの規定に慣れていた目には、どの条項で何が規定されているのかが把握しにくい構成である。

3. RDAの検討動向等について

永田委員長より以下のコメントがあった。

- ①ALAは、RDAがRDAとして機能するためには他のコミュニティとの繋がりが必要、との認識に立ち、①各コミュニティごとにアプリケーション・プロファイルを作成する、②RDA liteとRDA Completeを作成する、③additional guidanceを作成する、のいずれかの措置をとる、と声明。しかし、ベーシックな部分、Liteの部分について議論が出来ていない。一方、DCのメンバーからは「概念モデルがない」との批判がある。この問題が解決しない限り、RDAとはならないであろう。
- ②Karen Calhoun のレポート”The changing nature of the catalog and its integration with other discovery tools”は、ここ数年間にオンライン目録をめぐるテーマとして頻繁に取り上げられてきた6つの質問を有識者に投げかけ、その回答をもとに今後の青写真を描いた報告書として、興味深い。

4. 『「国際目録原則」覚書』草案について

鈴木委員から、現在NDLで翻訳作業中の『「国際目録原則」覚書』改訂草案につき、以下の質問があり、委員会において検討した。

- ・bibliographic resourceの訳語を「書誌的資源」としてよいか
→ 「書誌的資源」としてよい。
- ・3.2に「to identify a bibliographic resource or agent・・・」とあるが、「(bibliographic agent)」の訳語として何が適切か
→ 「bibliographic resource」が資料であるのに対し、「(bibliographic) agent」は関与者（著者など）、と捉えるべき。「責任主体」という訳語は妥当であると言える。

- 5.4.1.1におけるterritorial authorityの訳語
 - jurisdiction とは別に territorial authorityについて言及されている理由は不明。訳語として、「地域的統治機関」は妥当と思われる。
- *委員会終了後、古川委員より、FRBRに「地域的な権力」との訳語があるとの教示があった。また渡邊委員より、IFLA『件名典拠記入および参照記入のためのガイドライン』邦訳にて「地域管轄団体」との訳語がある旨、教示があった。
- 5.4.1.2の文意
 - 「下位の組織を識別するのに充分でないとき」とは、つまり、それ自体漠然とした名称であって、形を見ただけでは下位か上位かわからない下位組織、あるいは、あたかも独立した組織であるかのような形をした下位組織、を指す。

次回以降の委員会の予定

6月24日（土）14:00～

7月22日（土）14:00～

以上